

平成19年 8 月27日告示第219号

吉川市建設工事請負事後審査型一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、法令、吉川市契約規則（昭和39年吉川町規則第2号。以下「契約規則」という。）及び吉川市建設工事等電子入札実施要綱（平成16年吉川市告示第104号）に定めるもののほか、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は、電子入札システムにより一般競争入札に付する工事で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として、市長が適当と認めたものとする。

(参加資格)

第3条 事後審査型入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、法令及び契約規則に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定により更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (2) 吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和63年吉川町告示第25号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成19年吉川市告示第59号）第3条第1項又は第4項の規定による指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成11年吉川市告示第1号）第2条に規定する吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- (5) 電子入札システムの利用者登録が完了している者であること。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があるときは、次に定める事項に係る参加資格を定め

ることができる。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営審査事項審査の総合評定値の区分
- (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分
- (4) 同種又は類似工事における施工実績の有無
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地の区域
- (6) 当該工事に配置予定の技術者が有する資格
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（入札の公告）

第4条 契約規則第4条本文の規定による公告の方法は、電子入札システムに掲示することによるものとする。

2 契約規則第5条第7項の市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札参加資格の有無を確認する旨
- (2) 設計図面その他の入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）に関する質問及び回答の方法
- (3) 最低制限価格を設定する旨
- (4) 契約の時期
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（工事請負指名業者選定委員会の意見の聴取）

第5条 市長は、第3条第2項の参加資格及び令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）の内容について、あらかじめ吉川市工事請負指名業者選定委員会要綱（昭和53年吉川町告示第35号）第1項に規定する工事請負指名業者選定委員会の意見を聴くものとする。

（設計等図書等の閲覧）

第6条 市長は、設計図面等を事後審査型入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）の閲覧に供するため、公告の際電子入札システム又は市公式ホームページに設計図面等を掲示するものとする。

2 参加希望者からの設計図書等に関する質問及び回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

（現場説明会）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにより入札しようとする案件に対し競争参加資格確認申請書及びダイレクト入札参加申請書を市長が別に定める形式による電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により提出し、電磁的記録により作成された競争参加資格確認申請書受付票の発行を受けなければならない。

(入札保証金)

第9条 事後審査型入札の入札保証金は、免除する。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者は、事後審査型入札時に入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第11条 事後審査型入札を辞退しようとする時の手続は、市長が別に定める建設工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の執行)

第12条 入札参加者の数が1であるときは、事後審査型入札を執行しないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

2 事後審査型入札における地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第3項の規定による再度入札(以下「再度入札」という。)は、1回とする。

3 前項の規定にかかわらず、予定価格を事前に公表する場合は、再度入札を行わないものとする。

(入札の無効)

第13条 法令、契約規則及び吉川市建設工事等電子入札実施要綱に定めるもののほか、事後審査型入札において次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加資格確認申請書又はダイレクト入札参加申請書を提出しない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 虚偽の競争参加資格確認申請書又はダイレクト入札参加申請書を提出した者がした入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公告に示す事項に反し、又は不正な行為があった入札

(落札候補者)

第14条 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」とい

う。)があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより落札候補者の順序を決定する。

3 落札候補者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札候補者の資格を失う。

(1) 第16条第2項(落札候補者が大規模かつ技術的難易度の高い建設工事で施工に際して技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保するため市が共同施工の必要であると認めたものについて当該工事のために結成された団体(以下「特定建設工事共同企業体」という。))である場合は、同条第3項を含む。)に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) 事後審査型入札の日から落札決定の日までの間に、吉川市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置及び吉川市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく指名除外措置を受けたとき。

(不調時の取扱い)

第15条 落札候補者がいない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、一般競争入札に付する暇がないと認められるときは、随意契約を行うことができるものとする。

3 前項による随意契約は、当該事後審査型入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者(以下「第1順位の落札候補者」という。)に対し、速やかに落札候補者通知書(様式第1号)のファクシミリによる送付及び電話により連絡するものとする。

2 第1順位の落札候補者は、前項の規定による連絡を受けたときは、落札候補者通知書に記載された期日までに次に掲げる書面を市長に提出しなければならない。この場合において、当該期日は、原則として前項の規定による連絡をした日の翌日から起算して2日(吉川市の休日を定める条例(平成元年吉川町条例第21号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)に当たる日とする。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書(第1順位の落札候補者が単独の法人である場合又は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者が継続的な協働関係を確保することにより経営力及び施工力を強化する目的で結成された団体である場合(以下「単体等」という。))にあつては様式第2号。特定建設工事共同企業体である場合にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。)

(2) 一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）

3 第1順位の落札候補者が特定建設工事共同企業体であった場合は、前項各号に掲げるもののほか、特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）も併せて提出しなければならない。

4 第1順位の落札候補者は、契約規則第34条第1項第3号に基づき契約保証金の納付の特例を希望するときは、該当建設工事の請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等履行を証明するものの写し（単体等にあつてはその単体等が、また、特定建設工事共同企業体にあつてはその代表構成員となる者が、単体等又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。）を確認資料に添付しなければならない。

（参加資格の審査）

第17条 市長は、前条第2項から第4項までの規定により書面が提出されたときは、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等に基づき、第1順位の落札候補者が参加資格を満たしているか否かの審査（以下「参加資格の審査」という。）を行うものとする。

2 参加資格の審査は、前条第2項の期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

3 市長は、参加資格の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された場合は、当該第1順位の落札候補者を落札者として決定し、当該事後審査型入札参加者に電子入札システムにより通知するものとする。

4 市長は、参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていないことを確認した場合には、当該第1順位の落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第7号）により通知するものとする。

5 市長は、前項の規定による通知をした場合には、当該第1順位の落札候補者の次に低い価格を提示した落札候補者について参加資格の審査を行うものとし、以後参加資格を満たす落札候補者が確認できるまで入札価格の低い順に参加資格の審査を行うものとする。

6 前条各項並びに第1項から前項までの規定は、前項規定による参加資格の審査を行う場合について準用する。

7 市長は、参加資格の審査の結果を入札参加資格審査結果調書（様式第8号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第18条 入札参加資格不適格通知書を受けた者は、入札参加資格を満たさないとされたことに不服

があるときは、入札参加資格不適格通知書を受けた日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、苦情申出書（様式第9号）を持参又は郵送することにより市長に説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項規定により説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、回答書（様式第10号）により回答するものとする。
- 3 第1項の規定による説明の要求は、前条第5項の規定による審査の執行を妨げないものとする。
（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、建設工事請負事後審査型一般競争入札の試行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

この告示は、公布の日から施行する。

第 年 月 日 号

落 札 候 補 者 通 知 書

様

吉川市長 (公印省略)

貴社が先に入札した下記工事について、貴社が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料(及び特定建設共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書)を添えて、持参により提出してください。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工事場所	
提出期限	年 月 日
提 出 先	

様式第 2 号(単体企業・経常建設工事共同企業体)(第 16 条関係)
一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先)吉川市長

住 所
商号又は名称
代 表 者 ○ 印

下記工事の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 担当者所属・氏名
 - (2) 電話番号

様式第 3 号(特定建設工事共同企業体)(第 16 条関係)
一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先)吉川市長

特定建設工事共同企業体の名称			
代表構成員	住 所		
	商号又は名称		
	代 表 者	○	印
構 成 員	住 所		
	商号又は名称		
	代 表 者	○	印
構 成 員	住 所		
	商号又は名称		
	代 表 者	○	印

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 担当者所属・氏名
 - (3) 電話番号

様式第4号(単体企業・経常建設工事共同企業体)(第16条関係)

※この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更すること。

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称_____

- 1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

--

- 2 対象工事に対応する業種に係る最初の許可(登録)年月日

年	月	日(許可/登録)
---	---	----------

- 3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

--

- 4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

※経常建設工事共同企業体にあつては企業体の実績又は代表構成員の実績とする。

工事 名称 等	工 事 名 称		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体/企業体(出資比率 %)	単体/企業体(出資比率 %)
工事 諸 元 等			

- (注) 1 過去____年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
2 共同企業体による施工の場合は、出資比率____%以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

技 術 者 区 分		主任技術者／監理技術者	主任技術者／監理技術者
従 事 予 定 者			
所 属 会 社 名			
生年月日(年齢)			
最 終 学 歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受 持工 事	工 事 名		
	施 工 場 所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
工 事 実 績	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
従 事 役 職			

6 添付書類

- (1) 申請日現在有効な建設業許可の通知書の写し又は証明書
(建設業許可の更新申請中であるため申請日現在有効な建設業許可の写し又は証明書を提出することができないときは、主たる営業所の所在地の都道府県知事の受理印のある建設業許可申請書(更新に係るもの)の写し及び更新前の建設業許可の通知書の写し又は証明書)
※経常建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員について添付すること。
- (2) 経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
(入札書提出締切日の1年7月前以降の日を審査基準日とする結果通知が、申請日までに届いておらず当該通知書の写しを提出することが出来ない場合は、申請日現在有効な結果通知書の写し及び現在申請中の経営事項審査の申請書の写し)
※経常建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員について添付すること。
- (3) 確認資料の4に記載した工事の請負契約書の写し
※経常建設工事共同企業体にあつては、企業体又は代表構成員の実績とする。
- (4) 上記の工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等履行を証明できるもの。
- (5) 確認資料の5に記載した配置予定技術者の資格を証する書類(資格者証等の写し)
※監理技術者資格証のコピーを取る場合は、番号等が不鮮明とならぬように両面をコピーすること。
- (6) 確認資料の5に記載した工事の請負契約書の写し(配置予定技術者の実績)
- (7) 上記の工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し、又は当該工事の契約書に添付された仕様書、施工調書等の写し等従事実績を証明できるもの

7 連絡表

入札・契約事務に関する担当者所属 部 署 ・ 氏 名		
連 絡 先	商 号 又 は 名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	E — m a i l	

様式第 5 号(特定建設工事共同企業体)(第 16 条関係)

※この様式は例示であるので、参加資格に応じて、適宜、内容を変更して差し支えない。)

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 _____

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構 成 員		
構 成 員		

2 対象工事に対応する業種に係る最初の許可(登録)年月日

	商号又は名称	許可(登録)年月日
代表構成員		年 月 日(許可／登録)
構 成 員		年 月 日(許可／登録)
構 成 員		年 月 日(許可／登録)

3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

	商号又は名称	所 在 地
代表構成員		
構 成 員		
構 成 員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の称号又は名称			
工事名称等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／企業体(出資比率 %)	単体／企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

代表構成員の称号又は名称			
工事名称等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／企業体(出資比率 %)	単体／企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

代表構成員の称号又は名称			
工事名称等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体／企業体(出資比率 %)	単体／企業体(出資比率 %)
工事諸元等			

- (注) 1 過去____年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率____%以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

技 術 者 区 分		主任技術者／監理技術者	主任技術者／監理技術者
従 事 予 定 者			
所 属 会 社 名			
生年月日(年齢)			
最 終 学 歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受 持工 事	工 事 名		
	施 工 場 所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
工 事 実 績	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従 事 役 職		
	工 事 名		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
従 事 役 職			

6 添付書類

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) 商業登記簿謄本の写し(発行後3月以内のもの。)
- (3) 申請日現在有効な建設業許可の通知書の写し又は証明書
(建設業許可の更新申請中であるため申請日現在有効な建設業許可の写し又は証明書を提出することができないときは、主たる営業所の所在地の都道府県知事の受理印のある建設業許可申請書(更新に係るもの)の写し及び更新前の建設業許可の通知書の写し又は証明書)
- (4) 経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
(入札書提出締切日の1年7月前以降の日を審査基準日とする結果通知が、申請日までに届いておらず当該通知書の写しを提出することが出来ない場合は、申請日現在有効な結果通知書の写し及び現在申請中の経営事項審査の申請書の写し)
- (5) 確認資料の4に記載した工事の請負契約書の写し(代表構成員の実績)
- (6) 上記の工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し、工事完成検査結果通知書の写し等履行を証明できるもの。
- (7) 確認資料の5に記載した配置予定技術者の資格を証する書類(代表及び他の構成員の資格者証等の写し)
※監理技術者資格者証のコピーを取る場合は、番号等が不鮮明とならぬように両面コピーすること。
- (8) 確認資料の5に記載した工事の請負契約書の写し(配置予定技術者の実績)
- (9) 上記の工事に係る竣工時工事カルテ受領書の写し、又は当該工事の契約書に添付された仕様書、施工調書等の写し等従事実績を証明できるもの

※ 上記(2)～(4)及び(7)の書類は、全ての構成員について添付すること。

7 連絡表

入札・契約事務に関する担当者所属 部 署 ・ 氏 名		
連 絡 先	商 号 又 は 名 称	
	所 在 地	〒
	電 話 番 号	
	ファクシミリ番号	
	E — m a i l	

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、吉川市発注に係る
して施工することを目的とする。

工事を共同連帯

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体(以下「企業体」
という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、____年____月____日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月
を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前2項の規定にかかわらず、
当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

所 在 地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行う
ことを明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金
を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変
更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上記構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関
する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項に
ついて協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴
い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者
名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当
するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者及び他の構成員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

____外____社は、上記のとおり____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、吉川市に提出するものとする。

年 月 日

代表構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

第 年 月 日 号

入 札 参 加 資 格 不 適 格 通 知 書

様

吉川市長

(公 印 省 略)

貴社が先に入札した下記工事について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
入札参加資格を満たさないと認めた理由	

《苦情の申立てについて》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に苦情申立書を 担当に提出してください。

様式第 8 号(第 17 条関係)

入 札 参 加 資 格 審 査 結 果 調 書

工 事 名	
工 事 場 所	
開 札 日	年 月 日
落札候補者	

【資格要件】

入札参加資格	適	否(理由：)
資格者名簿への登載	適	否(理由：)
経営事項審査	適	否(理由：)
指名停止中でない	適	否(理由：)
工事成績点数	適	否(理由：)
資格審査数値や格付	適	否(理由：)
本店所在地	適	否(理由：)
施工実績	適	否(理由：)
配置予定技術者	適	否(理由：)

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

注1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

苦 情 申 出 書

年 月 日

(あて先)吉川市長

1 苦情申出者

住 所	
電 話 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
建 設 業 許 可 番 号	

2 苦情申出の対象となる工事名

工 事 名	
-------	--

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

第 年 月 日 号

吉川市長 (公 印 省 略)

様

回 答 書

年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた工事名

工 事 名	
-------	--

2 苦情のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容